

2011 年 7 月 25 日 発行

パークタウン五領第 6 団地管理組合

管 理 組 合 広 報

(2011 年度 第 2 号)

発行責任者	理 事 長	■
編集責任者	副理事長	■

管理組合ホームページ <http://www.parktown-goryo6.com/>

〔規約・細則〕 ログイン ID : ■ パスワード : ■

管 理 組 合 ア ド レ ス ■

組合員、居住者の皆様へ

パークタウン五領第6団地管理組合 理事会

入梅明けのこの暑さには誠に閉口いたしますが、皆様にはますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも一方ならぬお力添えにあずかり、誠に有難うございます。

今年の夏は電力不足に伴い、節電対策が重要な課題となっております。エアコンなどの冷房に大きく依存できない今年の夏は、暑さがいっそう増しそうです。先日は、県内で今年初めて熱中症による死亡者が出たとの新聞記事もありました。暑さに慣れていない今が危険です。十分な水分ならびに大量に汗をかいたら塩分の補給や十分な睡眠等摂るように心掛け、体調に異変を感じたら体を冷やすなどして、この暑い夏をのりきりしましょう。

さて、今回の広報では、定例理事会の報告や各委員会等活動報告、先の通常総会で決議された『全階段掲示板ラバー面張替工事の予算誤り処理について』等重要な報告事項を掲載しておりますので、是非一度ご確認くださいよう宜しくお願いします。

〔目次〕

1. 定例理事会のご報告
2. 各委員会等の委員公募結果について
3. 委員会等活動報告
4. 全階段掲示板ラバー面張替工事の予算誤り処理について
5. 相談役について〔訂正〕
6. 駐車場の駐車方法について
7. ちょっと予備知識〔専有部分の「共有」と「議決権」について〕
8. 管理事務所カレンダー
9. 階段清掃予定について

1. 定例理事会のご報告〔7月17日（日） 9:00～12:45 開催〕

【出席：16名（理事長、副理事長、理事＝14名 監事＝2名）、欠席：4名】

7月17日（日）に第2回定例理事会が開催されました。主な報告・協議・決議事項についてご報告いたします。

(1) JSさんを招いての勉強会の実施について

管理委託業務の具体的な内容等についての確認または再確認し、円滑な管理組合運営を行うための一助とするため、JSさんの担当者等（5名）にご出席いただき、約1時間にわたり業務内容（管理窓口業務・事務管理業務、日常業務、清掃業務、管理費等の収納・会計業務の流れ、給水施設管理、植栽管理業務等）の説明や質疑応答を実施した。

(2) 「JSリリース」（JSさんの生活サポートサービス）のチラシ、パンフレットの各戸配付について

JSさんより従来の「住宅サポート」に加え、居住者向け「生活サポート」を新規事業として立ち上げたという説明があり、理事会として居住者への情報提供として、各住戸への資料配付を決議した。

なお、今回は「JSリリース」への入会案内の資料配付になりますが、入会登録はしなくても、今までの行われていたJSさんのサービス（小修理、リフォーム、保険販売、セキュリティ、商品販売等）は今まで通り提供されることは確認いたしましたので、パンフレット中にあるライフサポートやシニアケア等の生活サポートを今後希望される方について、ご検討いただければよろしいかと思われます。サービス内容の詳細につきましては、パンフレットをご覧ください。

(3) セイヨウベニカナメモチ及びベニカナメモチの生垣の撤去とアカバナトキワマンサクの新植について

上記新植の工事につきましては、6月に全て完了いたしましたことをご報告いたします。植え替えたばかりでちょっとまばらな感じも致しますが、JSさんの説明ですと、今回の木の特徴といたしまして、虫がつきにくいことと、成長が遅いことがあるので、全体的に生えそろうまでは約1年程度時間を要するという事です。

(4) 専用庭の管理について

1階の組合員に専用庭の障害樹木の撤去処分の依頼についての申入れを行い、概ね処分が完了しているとの報告があった。未完了宅についても、今後、

規約や基準等整備する中で、除去費用の個人負担についても当然発生してくる等の理解を頂き、出来るだけ早い時期に処分頂けるよう引き続き働きかけることとした。

また、理事会として、「専用庭の管理」、「植栽の管理」、「柵の木の管理」等トータルでの基準作りに取り組んでいくこと、JSさんに植栽レイアウトデザインを作成してもらい（費用20～30万程度）進めていくことも1つの方法であること等を確認した。

(5) 自治会からの要望事項について

6月12日（日）に実施した、三者懇談会において、自治会より要望があった下記2点につき協議を行った。

- ①新入居者に対する案内文書類（自治会入会案内、ゴミ分別方法、つくし会案内、自治会規約、総会資料等）を管理窓口で配付してもらいたい。
- ②新入居者宅を個別訪問して入会依頼等を実施するので、連絡先等の情報を「逐次もしくは月1回」提供してもらいたい。

結論として、当管理組合としては、新入居者に対する案内文書類の管理窓口での配付については、JSさんとの合意、調整の結果、了承することとし、連絡先等の情報提供に関しては、入居時点の居住者名簿等の提出の際、個人情報保護の観点から、「自治会へ情報提供すること」の本人同意を得た組合員に関する氏名、住戸番号については、毎月1回、自治会に対し、情報提供することを決議した。

*次回の定例理事会は、8月21日（日）9：00～

2. 各委員会等の委員公募結果について

長期修繕計画専門委員会、規約整備委員会、IT委員会、および「ITオペレーティング・チーム」のチーム員を公募いたしましたが、現時点での応募者は出ておりません。各委員会等につきましては、8月より新年度の活動をスタートしますが、応募のタイミングを逃してしまった方や現在ご検討中の方などが居られましたら、今からでも結構ですので、管理事務所窓口、または各棟役員までお申し出ください。

3. 委員会等活動報告

(1) 規約整備委員会活動報告

7月10日（日）第11回の規約整備委員会が開催されました。同委員会の協議内容をご紹介します。

① 外部居住の組合員等からの協力金徴収の検討についての不在組合員、管理組合活動に消極的な者や高齢者のためにこれに参加することが事実上困難な者（役員放棄者を含む）に対して、何らかの金銭的な負担を求めることについて協議を行った。

- ・ 途中で活動できなくなった役員は、どのような扱いにするのか？
- ・ 免除申請された1年、棟の役員順番が早く回っていくのだから、応分の負担も止むを得ない。
- ・ 活動しない役員は解任になるのでは？⇒辞任の規約もないし、解任は総会決議になる。
- ・ 棟により役員の順番が回ってくるスピードが違うのは、平等でない。（戸数が多い棟は30年に1回で、少ない棟は18年に1回）
- ・ 役員の順番が回ってきてやらない人は、応分の負担をしてもらう。
- ・ 役員就任しても、全く活動しない人には、高額の負担金もやむなし。
- ・ ペナルティは負担金でなく、役員任期を延長する。
- ・ 高齢者、体が不自由な人は、役員を受けることができない。同じ棟に何人もいる場合は、役員を受けれる人は限られてしまう。
- ・ 役員に就任できない正当な理由とは？ 社会的弱者…一般的に80歳以上の高齢者、介護認定者、身体しょうがいしゃ障害者等で、代わりの役員代行者が同居していない場合
- ・ 正当な理由について、実効性のある判断が出来るようにしておく。
- ・ 現行規約では、提出を求めることができるが、あえて公的な文書の提出は求めている。
- ・ 免除申請は、医師の診断書、障害者手帳の写し、住民票の提出等を求めたらどうか。
- ・ 負担金を課す、課さないは、現時点だけでなく、10年、20年先の高齢化社会と理事会運営を見据えた判断が必要である。
- ・ 役員義務違反者へのペナルティの規約化には、かなりの時間がかかると思われる。

協力金徴収に関しても、不在組合員、管理組合活動に消極的な者、高齢者のためにこれに参加することが事実上困難な者、役員放棄と多岐に渡る。規約整備委員会への2011年度諮問事項はまだ出ていないが、協力金徴収に関しては、理事会の方

針を確認しながら、慎重に協議を進める。

② 次回の検討課題

- ・ 2011 年度規約整備委員会の構成委員の確認、委員長及び副委員長の選出。
- ・ 規約整備委員会の諮問事項の中、外部居住の組合員等からの協力金徴収の検討についての不在組合員、管理組合活動に消極的な者や高齢者のためにこれに参加することが事実上困難な者（役員放棄者を含む）に対して、何らかの金銭的な負担を求めることについての協議。

＊次回の規約整備委員会は、8 月 7 日（日）17：00～

(2) 長期修繕計画委員会活動報告

7 月 9 日（土）第 12 回の長期修繕計画委員会が開催されました。同委員会の協議内容をご紹介します。

① 給水管施工業者 2 社と給水管工法についての打合せ報告

- ・ 見積を依頼した際に現地視察や図面確認の要望があったため、先月 16 日（木）に当団地に来訪され委員長が対応。
- ・ いくつかの工法を手掛けている E 社の話では、一般的に当団地のように場所に余裕がある場合の給水管延命工事は、長い実績（保証期間は 10 年だが、施工後 25 年を経過しても漏水、赤水等の問題が起きていない等）があるライニング工法を薦めているよう（ライニング工法は研磨、空気圧縮などの装置に場所が必要）。
- ・ 脱気工法を専門に扱っている S 社の話では、脱気方法にもいくつかあって、同社の方法は、一定の温度、圧力のもとで水に溶け込んでいる酸素は、圧力を下げると水から抜けるという原理を用いているよう。他社の膜式脱気工法と比較して、メンテナンス費用が少なくなるため、ランニングコストが安い等のメリットがあるよう。

② S 社から脱気工法について説明会

- ・ S 社から 2 名の担当者が来られ、脱気工法についての説明会を実施。
- ・ 脱気工法とは、錆が発生するメカニズム《鉄＋酸素＋水》から酸素を取り除く工法のこと、同社の技術は、錆腐食の最大原因である、水の中に溶け込んでいる溶存酸素を除去（75%以上）し、既設給水管の残存年数を 4 倍以上延命させることが出来るよう。
- ・ 浄水器ならぬ脱酸素器のようなものが一般家庭用でも販売されているよう

で、安全性（健康面）や味などの点でも全く問題なく利用できる「水」との説明があった。

- ・ 施工後の保証に関しては、脱気装置の機能保障は 20 年間まで出来るようで、部品の交換等でその後も機能は持続可能だが、現時点では 20 数年までの実績しかないよう（歴史が浅い）。同社の施工実績として、横浜で 440 戸（18 棟：5 階建て、E V 無）の団地の紹介があり、築 16 年目の施工で、現時点で 22 年経過していて問題はないとのこと。
- ・ 工事に関しては、当団地管理棟の地下のポンプ室だけで、各住戸に対しても断水することなく実施できるよう（工事期間は約半月）で、居住者の負担は全くといってないよう。
- ・ イニシャルおよびランニングコストの概算を提示いただいたが、ライニング工法に比べかなり安価な印象。

* 次回の長期修繕計画委員会は、8 月 6 日（土）9：00～

4. 全階段掲示板ラバー面張替工事の予算誤り処理について

第 21 回通常総会において、上記工事に関し 1 棟当たり 15,000 円の費用を棟別修繕費積立金より支出することで、予算案（第 6 号議案）を決議いただきましたが、工事を実行する段階になり、1 階段当たり 15,000 円掛かるところを誤って、1 棟当たりで計上していることが確認されましたので、訂正ならびにお詫び申し上げます。

工事に関しましては、当初の予算段階より安価で施工できる工事業者の選定により、一面 15,000 円から一面 10,500 円で、更に裏板の交換を含めた工事見積もりを取りつけることが出来ました。

つきましては、次期通常総会で改めて報告ならびに承認を得ることで、老朽化によるラバー面張替工事（裏板交換を含む）に関しては既に総会で合意を得ておりますので、予定通り工事を実施いたしますことをご報告させていただきます。

なお、本件工事に掛かる棟別修繕費積立金の号棟別内訳の支出は以下のとおりとなります。（予算案では 1 号棟から 10 号棟まで各棟全て 15,000 円の支出となっており、総工事費 150,000 円で計上しております。）

《棟別修繕費積立金の号棟別の支出》

号棟	階段数	工事費支出	号棟	階段数	工事費支出
1号棟	3か所	31,500円	6号棟	2か所	21,000円
2号棟	3か所	31,500円	7号棟	3か所	31,500円
3号棟	2か所	21,000円	8号棟	2か所	21,000円
4号棟	2か所	21,000円	9号棟	2か所	21,000円
5号棟	3か所	31,500円	10号棟	3か所	31,500円
階段数(25か所×10,500円)：総工事費 262,500円(予算比：+112,500円)					

5. 相談役について〔訂正〕

前号でお知らせいたしました、2011年度相談役のご紹介につきまして、下記2名の部屋番号が間違っておりましたので、訂正するとともにお詫び申し上げます。

(誤)

(正)

■■■様(元理事長;■■■) ⇒ ■■■
 ■■■様(元副理事長;■■■) ⇒ ■■■

6. 駐車場の駐車方法について

駐車場での駐車方法(バック駐車とフロント駐車)につきまして、管理組合に何件かのお問い合わせがありますので、改めて駐車番号ごとの駐車方法について以下の表にて周知させていただきます。

当団地の駐車方法の基本ルールは、『出庫時の安全確認のためバック駐車』となっておりますが、今年3月の駐車場位置抽選にあたって、1階・2階の居住者にアンケートを実施し、理由を添えて特別にフロント駐車を希望された場所で、理事会で承認した場所のみフロント駐車の許可をしております。

よって、今までフロント駐車であった場所が今回バック駐車に変更になったからといって、「フロントとバックどちらでも良くなった」ということではありませんので、ルール通り駐車いただくようご協力をお願いします。

《駐車の定義》

- ・バック駐車 …団地内通路側に車両の前方がくる止め方
- ・フロント駐車 …団地内通路側に車両の後方がくる止め方

≪ 駐車方向…B/バック駐車、F/フロント駐車 ≫															
駐車場 NO	駐車 方向	駐車場 NO	駐車 方向	駐車場 NO	駐車 方向	駐車場 NO	駐車 方向	駐車場 NO	駐車 方向	駐車場 NO	駐車 方向	駐車場 NO	駐車 方向	駐車場 NO	駐車 方向
1	B	31	B	61	B	91	B	121	B	151	B	181	B	211	B
2	B	32	B	62	B	92	B	122	B	152	B	182	B	212	B
3	B	33	B	63	B	93	B	123	B	153	B	183	B	213	B
4	B	34	B	64	B	94	B	124	B	154	B	184	B	214	B
5	B	35	B	65	B	95	F	125	B	155	B	185	B	215	B
6	B	36	B	66	F	96	F	126	B	156	B	186	B	216	B
7	B	37	B	67	F	97	F	127	B	157	B	187	B	217	B
8	B	38	B	68	F	98	B	128	B	158	B	188	B	218	B
9	B	39	F	69	B	99	B	129	B	159	B	189	B	219	B
10	B	40	F	70	B	100	B	130	B	160	B	190	B	220	B
11	B	41	F	71	B	101	F	131	B	161	B	191	B	221	B
12	B	42	F	72	B	102	F	132	B	162	B	192	B	222	B
13	B	43	B	73	F	103	B	133	B	163	B	193	B	223	B
14	B	44	B	74	F	104	B	134	B	164	B	194	B	224	B
15	B	45	F	75	F	105	B	135	B	165	B	195	B	225	B
16	B	46	F	76	F	106	B	136	B	166	B	196	B	226	B
17	B	47	B	77	B	107	B	137	B	167	B	197	B	227	B
18	B	48	B	78	B	108	F	138	B	168	B	198	B	228	B
19	B	49	B	79	B	109	F	139	B	169	B	199	B	229	B
20	B	50	B	80	B	110	B	140	B	170	F	200	B	230	B
21	F	51	B	81	F	111	B	141	B	171	F	201	B	231	B
22	F	52	B	82	F	112	F	142	B	172	B	202	B	232	B
23	F	53	B	83	F	113	F	143	B	173	B	203	B	233	B
24	F	54	B	84	F	114	B	144	B	174	B	204	B	234	B
25	B	55	B	85	F	115	B	145	B	175	B	205	F	235	B
26	B	56	B	86	F	116	B	146	B	176	B	206	F	236	B
27	B	57	B	87	F	117	B	147	B	177	B	207	F	237	B
28	B	58	B	88	F	118	B	148	B	178	B	208	F	238	B
29	B	59	B	89	B	119	B	149	B	179	B	209	F		
30	B	60	B	90	B	120	B	150	B	180	B	210	F		

7. ちょっと予備知識〔専有部分の「共有」と「議決権」について〕

今月は以下のとおり、それぞれ組合員の皆様が所有する専有部分において、「共有」されている場合、またその場合の「議決権」等について、少しご説明させていただきます。どうしても法律的な説明になりますが、説明に当たっては、〇〇法第〇条第〇項などの記述は、なるべく平易に説明させて頂くために割愛させていただきます。ちなみにこの〇〇法第〇条第〇項において・・という記述は一般的に法源と言います。つまりその記述の法的な根拠とも言えるものです。また、説明にあたっては、紙面の関係でアバウトな説明となってしまいます。より詳しく・より易しく解説された書籍が沢山書店に並べられていますので、この機会に是非ご一読をおすすめ致します。

○「共有」とは

一例で説明します。

Aさんとその妻Bさんがいるとします。最近パークタウン五領第 6 団地の△号棟△△号室をある宅建業者より購入しました。そしてその△号棟△△号室の登記をAさんとその妻Bさんとの共同で「登記」しました。一般的に言う共同登記というものです。言い換えれば、Aさんと妻Bさんが共同で所有しました、あるいはしていますよ、という意思表示をしたことになります。

実はこの共同で所有している・・・と言うのが「共有」するということなのです。この「共有」については民法という法律で規定されております。そしてAさんと妻Bさんの所有している割合は・・・ということになりますが、その割合を「持ち分」と言います。50：50の場合もあるでしょう。また60：40という場合など色々あります。

ところで、「共有」は、私たちの管理規約でよく出てくる「共用」と似ていますが、全く別のものですから混同しないようにして下さい。「共用」とは、共同で使用するということです。そして「共用部分」とは、共同で使用する部分ということになります。字の如くです。

ちなみに、「登記」は単に対抗要件でしかなく、公信力はありません。一昨年の管理組合広報で説明しましたので、これについては説明を省きます。手前味噌ですが、当時ガンバって書かせて頂きましたので、読み返しをして頂ければ幸いです。

○「共有」している場合の議決権

さて、ここで問題になるのが、私たちの総会などにおける議決権は、その場合どうなるのでしょうか・・・ということになります。

総会で、上程された議案の賛否について、その意思を表示したり、質問をしたり（議決権における質問権）、また意見を言ったり（議決権における意見陳述権）する権利を有するためには、法律上当然に複数あるいは一つの専有部分を所有しているからこそ有ります。真逆に言えば、専有部分を所有していない方は、どんな場合でも議決権を有することはありません。

ただし、委任→代理人、という議決権等に関する委任契約（民法）を締結した場合の任された方、つまり受任者は所有権がなくても議決権を有するケースがあります。この委任についても一昨年の管理組合広報で解説を試みておりますので、それをご参照下さい。

それでは「共有」されている方々、前述のAさんと妻Bさんの場合はどうでしょうか。民法ではその有する持ち分の割合で議決権を有することとなります。しかし、一例ですが、総会にてその割合で議決権を行使されると、賛否の数を集計するにあたり、大変煩雑な作業を行わなければならない、合理的ではありません。それに区分所有法においては、各組合員の議決権割合はその有する共用部分の割合（つまり専有面積の割合）と規定されており、さらに複雑さが増します。もっとも私たちの規約では、議決

権は1住戸1議決権と規定されていますが・・・。

そこで区分所有法では、その場合どちらかの共有者お一人が議決権行使しなければならないと規定したのです。そして、あらかじめ管理組合理事長(区分所有法では管理者)にその旨届けなければならない、とも規定しています。

したがって、「共有」をしている区分所有者(組合員)は必ずその旨の届けをしなければなりません。

ちょっと疑問点が生じたことと思います。同じ法律で(民法と区分所有法)相反するではないか・・・ということです。そもそもマンション法で知られる区分所有法は、民法の特別法として制定されました。実はこの特別法(区分所有法)と本法(民法)が相反する場合、常に特別法が優先されることになります。結果、議決権を行使するのは、「共有」していても必ずそのうちのお一人ということになります。

なお、「共有」している場合、何方と何方がその専有部分を「共有」しているかも、管理組合に届けなければなりません。そうでないと管理組合での業務執行において様々な場面で大変混乱が生じてしまいます。

組合員の皆様において、これらのことを十分ご理解して頂ければ幸いです。

○権利と義務

一般に、よく権利あるところに義務がある・・・と言われます。その通りです。私たち組合員は所有権に基づく法の権利があります。議決権もその一つです。一方、義務もあります。それは私たち自ら決めた約束ごと(いわば契約)、つまり管理組合規約で決められている義務等です。例えば何年かのうち回ってくる役員就任なども義務の一例です。しかし、この場合義務でもありますが、それは権利でもあります。そもそも専有部分の所有権が無い方は、組合員にもなれないと同時に役員にもなれません。そのような意味では役員に就任することは「権利」・・・とも言えます。

ちょっと脇道にそれますが、権利と義務は表裏一体にあるという方がおられます。それはちょっと違います。例えば、オリンピックとパラリンピックがほぼ同時に同じ場所で行われるのは周知の通りです。このオリンピックとパラリンピックは表裏一体ではありません。それは当然に同位置にあります。ですからパラリン・パラレル(平行)と呼ばれる所以です。これと同じく権利と義務も同時に存在し、それが一体となって権利・義務と呼ばれます。したがって、権利の行使は義務の行使と同様です。

ちょっと大げさな言い方ですが、「権利の上に眠る者は、これを保護せず」という法の考え方があります。つまり、法は権利のみ主張し、いくら権利があっても義務の履行を怠るものを全面的に擁護しないという意味合いです。この考え方は権利と義務

は同時に存在するのだから、権利を当然に主張するものは義務も当然に履行しなければ合理的ではない・・・と言うことです。

この原則を管理組合としても踏まえ、組合員の皆様方もそう理解して頂けたらと考えます。

○議決権行使書と委任状

管理組合の総会開催時において、どうしてもやむを得ず出席できない方は、議決権行使書の提出か、委任状の提出をお願いしているところです。

ここでちょっとそのことで誤解されている方がいらっしゃるようですので、ご説明申し上げます。

それは議決権行使書よりも、委任状は一段低い議決権行使のあり方であると考えられているふしがございます。

結論から申し上げますと、議決権行使書と委任とは全く同位です。両方ともに、区分所有法や民法で規定されている権利の行使です。したがって、委任状は、議決権行使書に劣後するものではございません。議決権の行使の仕方に相違があるだけです。誤解なきようお願いします。

8. 管理事務所カレンダー

2011 年 8 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	<u>12</u>	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	<u>26</u>	<u>27</u>
28	29	30	31			

2011 年 9 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	<u>9</u>	<u>10</u>
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	<u>24</u>
25	26	27	28	29	30	

- ・原則として平日は9時～17時。
- ・日付に下線のある金曜日については13時～17時。
- ・四角囲いの土曜日は9時～12時の営業。網かけ日は、休業となります。

9. 階段清掃予定について〔8月1日（月）～8月31日（水）〕

作業日	号棟	階段	作業日	号棟	階段
2011年 8月 1日(月)	5号棟	第1	2011年 8月 17日(水)	10号棟	第1
2011年 8月 2日(火)	5号棟	第2	2011年 8月 18日(木)	10号棟	第2
2011年 8月 3日(水)	5号棟	第3	2011年 8月 19日(金)	10号棟	第3
2011年 8月 4日(木)	6号棟	第1	2011年 8月 22日(月)	1号棟	第1
2011年 8月 5日(金)	6号棟	第2	2011年 8月 23日(火)	1号棟	第2
2011年 8月 8日(月)	7号棟	第1	2011年 8月 24日(水)	1号棟	第3
2011年 8月 9日(火)	7号棟	第2	2011年 8月 25日(木)	2号棟	第1
2011年 8月 10日(水)	7号棟	第3	2011年 8月 26日(金)	2号棟	第2
2011年 8月 11日(木)	8号棟	第1	2011年 8月 29日(月)	2号棟	第3
2011年 8月 12日(金)	8号棟	第2	2011年 8月 30日(火)	3号棟	第1
2011年 8月 15日(月)	9号棟	第1	2011年 8月 31日(水)	3号棟	第2
2011年 8月 16日(火)	9号棟	第2			